



# 山形県公報

平成17年10月18日(火)  
第1685号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則.....(人 事 課)...1156

### 訓 令

職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴う関係規程の整備に関する  
訓令.....( 同 )... 同

### 告 示

県議会定例会の閉会.....(財 政 課)...1158  
土地改良区の役員の退任の届出.....(庄内総合支庁農村計画課)... 同  
道路の区域の変更.....(村山総合支庁西村山総務建築課)...1159  
同.....( 同 )... 同  
同.....( 同 )...1160  
同.....( 同 )... 同  
一般国道の供用の開始.....( 同 )... 同  
県道の供用の開始.....( 同 )...1161  
同.....( 同 )... 同  
宅地建物取引業法に基づく処分をするための聴聞.....(建築住宅課)... 同  
山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程.....(出 納 局)... 同

### 人事委員会関係

#### 規 則

山形県人事委員会規則4-7(一般職の任期付研究員の採用等に関する規則)の一部を改正する  
規則.....1162  
山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)の一部を改正する規則..... 同  
山形県人事委員会規則6-1(職員の勤務時間に関する条例の施行手続)の一部を改正する規則..... 同  
山形県人事委員会規則6-3(職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続)の一部を改正する  
規則..... 同

#### 告 示

平成16年3月19日号外山形県人事委員会告示第1号(人事委員会事務局長に対する任期付職員  
及び任期付研究員の採用等に関する承認並びに協議の権限の委任)の一部改正.....1163

### 公 告

特定調達契約に係る落札者の公告.....(出 納 局)... 同  
一般競争入札の公告.....(病院事業局)...1164

### 正 誤

## 規 則

技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年10月18日

山形県知事 齋 藤 弘

### 山形県規則第78号

技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員に関する規則（昭和33年4月県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1項第1号中「午後5時」を「午後5時15分」に改める。

附 則

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

## 訓 令

### 山形県訓令第20号

庁 中  
出 先 機 関

職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴う関係規程の整備に関する訓令を次のように定める。

平成17年10月18日

山形県知事 齋 藤 弘

職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴う関係規程の整備に関する訓令

（非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する規程の一部改正）

第1条 非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する規程（昭和47年11月県訓令第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「開始及び終了の時刻」を「割振り」に改め、同条第3項ただし書を削り、同条第4項中「30分」を「15分ずつ2回」に改める。

第4条第1項中「開始及び終了の時刻」を「割振り」に改め、同条第2項ただし書を削り、同条第3項第3号中「第1号又は前号」を「前2号」に改め、同条第4項中「30分」を「15分ずつ2回」に改める。

（山形県立の大学に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する規程の一部改正）

第2条 山形県立の大学に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する規程（昭和52年2月県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第2項を次のように改める。

職員（再任用短時間勤務職員を除く。次項及び第3項において同じ。）の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 職員の休憩時間及び休息時間は、次のとおりとする。

(1) 休憩時間 午後零時15分から午後1時まで

(2) 休息時間 午後零時から午後零時15分まで及び午後3時から午後3時15分まで

第2条中第4項を第8項とし、第3項を第7項とし、第2項の次に次の4項を加える。

3 前項の規程によりがたい職員の休憩時間及び休息時間については、学長が別に定めることができる。

4 再任用短時間勤務職員（特別の勤務に従事する職員を除く。次項及び第6項において同じ。）の勤務時間は、1週間当たり16時間から32時間の範囲内で、学長が定めるものとする。

5 前項の勤務時間については、4週間ごとの期間につき、土曜日及び日曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において必要に応じ勤務を要しない日を設け、各勤務を要する日において、午前8時30分から午後5時15分までの範囲内で学長が割り振るものとする。

6 前項の場合において、再任用短時間勤務職員に休憩時間及び休息時間を与える必要がある場合においては、学長が他の職員との均衡を考慮して定めるものとする。

第2条に次の3項を加える。

9 学長は、特別の勤務に従事する職員につき、勤務時間の途中に、1日の勤務が6時間を超える場合においては45分、8時間を越える場合においては1時間の休憩時間を置かなければならない。

10 学長は、業務の状況により特に必要があると認めるときは、前項に定める休憩時間を延長して与えることができる。

11 学長は、特別の勤務に従事する職員につき、勤務時間のうち4時間につき15分の休憩時間を置かなければならない。

第4条の見出しを「(一斉休憩の例外)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第4条の2中「第8条から第15条まで」を「第7条から第14条まで」に改める。

(職員の勤務時間の特例に関する規程の一部改正)

第3条 職員の勤務時間の特例に関する規程(昭和55年11月県訓令第15号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

職員の勤務時間に関する規程

第1条中「第2条第3項ただし書及び第5項並びに第3条第3項の規定」を削り、「の特例」を「に関し必要な事項」に改める。

第2条及び第3条を次のように改める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第4条第1項に定める職員(非常勤職員を除く。)のうち、次号に定める職員以外の者

(2) 特別の勤務に従事する職員 文化環境部の文化振興課若しくは女性青少年政策室又は庄内総合支庁の産業経済部水産課若しくは建設部庄内空港事務所、福祉相談センター、庄内児童相談所、鶴岡乳児院、朝日学園、総合療育訓練センター、最上学園、やまなみ学園、鳥海学園、大阪事務所、名古屋事務所、水産試験場、山形空港事務所若しくは東京事務所に勤務する職員のうち、これらの課又は出先機関の長が特別の勤務に従事する必要があると認め、特に指定した者

(勤務時間等)

第3条 職員の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 職員の休憩時間及び休息時間は、次のとおりとする。

(1) 休憩時間 午後零時15分から午後1時まで

(2) 休息時間 午後零時から午後零時15分まで及び午後3時から午後3時15分まで

3 前項の規定によりがたい職員の休憩時間及び休息時間については、所属長が別に定めることができる。

第6条を第7条とし、第5条第1項ただし書を削り、同条を第6条とし、第4条第1項中「第2条に規定する課又は出先機関の長(以下「所属長」という。)は、特別の勤務に従事する職員」を「特別の勤務に従事する職員の勤務を要しない日及び勤務時間の割振り」に、「勤務を要しない日及び勤務時間の割振りを定め、」を「、」に、「8日(再任用短時間勤務職員)」を「8日(条例第2条第2項に定める再任用短時間勤務職員(以下この条において「再任用短時間勤務職員」という。))」に、「勤務を要しない日及び勤務時間の割振りを定める」を「所属長が定める」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(再任用短時間勤務職員の勤務時間等)

第4条 条例第2条第2項に定める再任用短時間勤務職員(特別の勤務に従事する職員を除く。以下この条において「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、1週間当たり16時間から32時間の範囲内で所属長が定めるものとする。

2 前項の勤務時間については、4週間ごとの期間につき、土曜日及び日曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において必要に応じ勤務を要しない日を設け、各勤務を要する日において、午前8時30分から午後5時15分までの範囲内で所属長が割り振るものとする。

3 前項の場合において、再任用短時間勤務職員に休憩時間及び休息時間を与える必要がある場合においては、所属長が他の職員との均衡を考慮して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成17年11月1日から施行する。

(山形県職員服務規程の一部改正)

2 山形県職員服務規程(昭和37年4月県訓令第18号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「開始及び終了の時刻、」を「割振り、」に、「、職員の勤務時間に関する条例の施行手続(平

成元年3月県人事委員会規則6-1)及び職員の勤務時間の特例に関する規程」を「及び職員の勤務時間に関する規程」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 常勤の職員

- イ 勤務時間の割振り 午前8時30分から午後5時15分まで
- ロ 休憩時間 午後零時15分から午後1時まで
- ハ 休息時間 正午から午後零時15分まで及び午後3時から午後3時15分まで

(2) 再任用短時間勤務職員

- イ 勤務時間の割振り 午前8時30分から午後5時15分までの範囲内で所属長が別に定める。
- ロ 休憩時間及び休息時間 イの規定により定める1日の勤務時間に応じて、常勤の職員との均衡を考慮して所属長が別に定める。

第6条第2項に次のただし書を加える。

ただし、学長が事務運営上特に必要があると認めて別に定めたときは、その定めるところによる。

第6条第2項各号を次のように改める。

(1) 常勤の職員

- イ 勤務時間の割振り 午前8時30分から午後5時15分まで
- ロ 休憩時間 午後零時15分から午後1時まで
- ハ 休息時間 正午から午後零時15分まで及び午後3時から午後3時15分まで

(2) 再任用短時間勤務職員

- イ 勤務時間の割振り 午前8時30分から午後5時15分までの範囲内で学長が別に定める。
- ロ 休憩時間及び休息時間 イの規定により定める1日の勤務時間に応じて、常勤の職員との均衡を考慮して学長が別に定める。

第6条第3項中「総務部管財課若しくは文化環境部文化振興課」を「文化環境部の文化振興課若しくは女性青少年政策室」に改め、「自動車税事務所、消防学校」を削り、「総合療育訓練センター、総合療育訓練センター庄内支所、鶴岡乳児院」を「鶴岡乳児院、朝日学園、総合療育訓練センター」に改め、「朝日学園、県民会館」を削り、「職員の勤務時間の特例に関する規程」を「職員の勤務時間に関する規程」に、「当該出先機関」を「当該課又は出先機関」に改める。

第31条第1項の表を次のように改める。

|   |   |                       |
|---|---|-----------------------|
| 宿 | 直 | 午後5時15分から翌日の午前8時30分まで |
| 日 | 直 | 午前8時30分から午後5時15分まで    |

(山形県職員の人事に関する手続規程の一部改正)

3 山形県職員の人事に関する手続規程(昭和38年8月県訓令第52号)の一部を次のように改正する。

第30条第4項中「職員の勤務時間の特例に関する規程」を「職員の勤務時間に関する規程」に、「第2条」を「第2条第2号」に、「同条」を「同号」に改める。

## 告 示

山形県告示第904号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により平成17年9月21日招集した山形県議会定例会は、同年10月7日閉会した。

平成17年10月18日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県告示第905号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、月山ろく土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成17年10月18日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所              |
|----------|---------|------------------|
| 理 事      | 齋 藤 清 一 | 鶴岡市羽黒町玉川字玉川36番地  |
| 同        | 富 樫 善 雄 | 同 豊栄字宅地89番地      |
| 同        | 鈴 木 繁 治 | 同 羽黒町上野新田字上台80番地 |
| 同        | 太 田 昭   | 同 手向字手向204番地     |
| 同        | 齋 藤 健 一 | 同 川代字下川代550番地    |
| 同        | 齋 藤 幸 一 | 同 字中川代225番地      |

## 山形県告示第906号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成17年10月18日から同月31日まで縦覧に供する。

平成17年10月18日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                  | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長         |
|--------------------------------------|------|------------------|-------------|
| 西村山郡朝日町大字中沢字茶屋46番1から<br>同 字中沢原24番1まで | 旧    | 22.6メートル<br>16.9 | メートル<br>275 |
| 同 上                                  | 新    | 22.6メートル<br>17.5 | 同 上         |

## 山形県告示第907号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成17年10月18日から同月31日まで縦覧に供する。

平成17年10月18日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 皿沼河北線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長         |
|------------------------------------|------|------------------|-------------|
| 寒河江市本町一丁目601番8から<br>同 本町二丁目604番5まで | 旧    | 20.0メートル<br>10.0 | メートル<br>421 |
| 同 上                                | 新    | 33.0メートル<br>14.0 | 同 上         |

## 山形県告示第908号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成17年10月18日から同月31日まで縦覧に供する。

平成17年10月18日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 寒河江村山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                         | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長         |
|---------------------------|---|------|----------|------------|
| 寒河江市本町二丁目2番9から<br>同 2番8まで |   | 旧    | 17.0メートル | メートル<br>20 |
|                           |   |      | 15.0     |            |
| 同                         | 上 | 新    | 15.0メートル | メートル<br>11 |
|                           |   |      | 15.0     |            |

## 山形県告示第909号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成17年10月18日から同月31日まで縦覧に供する。

平成17年10月18日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 天童大江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                             | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長         |
|-------------------------------|---|------|----------|------------|
| 寒河江市本町二丁目106番1から<br>同 604番5まで |   | 旧    | 18.0メートル | メートル<br>33 |
|                               |   |      | 17.8     |            |
| 同                             | 上 | 新    | 33.0メートル | 同上         |
|                               |   |      | 17.8     |            |

## 山形県告示第910号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成17年10月18日から同月31日まで縦覧に供する。

平成17年10月18日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 287号
- 2 供用開始の区間 西村山郡朝日町大字中沢字茶屋46番1から  
同 字中沢原24番1まで
- 3 供用開始の期日 平成17年10月18日

山形県告示第911号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成17年10月18日から同月31日まで縦覧に供する。

平成17年10月18日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 皿沼河北線
- 2 供用開始の区間 寒河江市本町一丁目601番8から  
同 本町二丁目604番5まで
- 3 供用開始の期日 平成17年10月18日

山形県告示第912号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成17年10月18日から同月31日まで縦覧に供する。

平成17年10月18日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 天童大江線
- 2 供用開始の区間 寒河江市本町二丁目106番1から  
同 604番5まで
- 3 供用開始の期日 平成17年10月18日

山形県告示第913号

宅地建物取引業法（昭和27年法律176号）第69条第1項の規定により、同法第65条第1項の規定による処分をすることについて、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成17年10月18日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 日時 平成17年10月28日（金）午前10時から
- 2 場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県職員会館（あこや会館）202会議室

山形県告示第914号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年10月18日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第6中

|   |                     |     |     |   |
|---|---------------------|-----|-----|---|
| " | " 大字東善寺<br>東出張所     | " " | " " | を |
| " | " 大字乱川1379<br>乱川出張所 | " " | " " |   |

|   |                 |     |     |    |
|---|-----------------|-----|-----|----|
| " | " 大字東善寺<br>東出張所 | " " | " " | に、 |
|---|-----------------|-----|-----|----|

|   |                    |   |   |                  |      |       |
|---|--------------------|---|---|------------------|------|-------|
| " | " 北久野本二丁<br>北久野本支店 | を | " | " 乱川三丁目7<br>北部支店 | 番39号 | に改める。 |
|---|--------------------|---|---|------------------|------|-------|

附 則

この規程は、平成17年10月24日から施行する。

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則 4 - 7（一般職の任期付研究員の採用等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年10月18日

山形県人事委員会  
委員長 古澤 茂 堂

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条を第12条とする。

第10条の見出しを削り、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（勤務時間を割り振られたものとみなす時間帯等）

第10条 条例第8条第2項の人事委員会規則で定める時間帯は、午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時15分から午後1時までを除く。）の時間帯とする。

附 則

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

山形県人事委員会規則 5 - 1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年10月18日

山形県人事委員会  
委員長 古澤 茂 堂

第70条の3第2項中「第2条第3項ただし書、第5項後段」を「第2条第4項ただし書」に改める。

附 則

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

山形県人事委員会規則 6 - 1（職員の勤務時間に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年10月18日

山形県人事委員会  
委員長 古澤 茂 堂

第2条を削る。

第3条中「第2条第3項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に、「再任用短時間勤務職員」を「条例第2条第2項に規定する再任用短時間勤務職員」に改め、同条を第2条とする。

第4条第2項中「同条第5項」を「同条第3項」に改め、同条を第3条とし、第5条から第9条までを1条ずつ繰り上げる。

第10条第1項第4号中「第8条」を「第7条」に改め、同条を第9条とする。

第11条中「第15条」を「第14条」に改め、同条を第10条とし、第12条から第17条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

山形県人事委員会規則 6 - 3（職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年10月18日

山形県人事委員会  
委員長 古澤 茂 堂

第3条第1項第1号中「第2条第3項から第5項まで」を「第2条第4項及び第5項」に改める。

第10条中「第2条第3項」を「第2条第4項」に改める。

附 則

この規則は、平成17年11月1日から施行する。



## 告 示

山形県人事委員会告示第7号

平成16年3月19日号外山形県人事委員会告示第1号（人事委員会事務局長に対する任期付職員及び任期付研究員の採用等に関する承認並びに協議の権限の委任）の一部を次のように改正し、平成17年11月1日から施行する。

平成17年10月18日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 古 澤 茂 堂

「第12条」を「第13条」に改める。

---

**公 告**

---

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年10月18日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 (1) 落札に係る物品等の名称及び数量  
除雪ドーザ（11トン級 車輪式 両サイドシャッター） 1台
- (2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県出納局経理課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2723
- (3) 落札者を決定した日 平成17年9月22日
- (4) 落札者の名称及び所在地  
いこい重車輛株式会社 山形市青田南23番25号
- (5) 落札金額 11,550,000円
- (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- (7) 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号。以下「特例規則」という。）第3条の公告を行った日 平成17年9月9日
- 2 (1) 落札に係る物品等の名称及び数量  
小型除雪車（1.0メ - トル級） 3台
- (2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県出納局経理課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2723
- (3) 落札者を決定した日 平成17年9月22日
- (4) 落札者の名称及び所在地  
株式会社東商 酒田市卸町2番地の13
- (5) 落札金額 15,907,500円
- (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- (7) 特例規則第3条の公告を行った日 平成17年9月9日
- 3 (1) 落札に係る物品等の名称及び数量  
凍結防止剤散布車（湿式2.5立方メ - トル 全輪駆動） 1台
- (2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県出納局経理課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2723
- (3) 落札者を決定した日 平成17年9月22日
- (4) 落札者の名称及び所在地  
株式会社流通団地オリエントオートサービス 山形市流通センター四丁目2番地の1
- (5) 落札金額 19,057,500円
- (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- (7) 特例規則第3条の公告を行った日 平成17年9月9日
- 4 (1) 落札に係る物品等の名称及び数量  
凍結防止剤散布車（乾式2.5立方メ - トル 全輪駆動 積込装置） 3台

- (2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県出納局経理課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2723
- (3) 落札者を決定した日 平成17年9月22日
- (4) 落札者の名称及び所在地  
株式会社流通団地オリエントオートサービス 山形市流通センター四丁目2番地の1
- (5) 落札金額 42,315,000円
- (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- (7) 特例規則第3条の公告を行った日 平成17年9月9日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立日本海病院新総合医療情報システム開発業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年10月18日

山形県立日本海病院長 新 澤 陽 英

### 1 入札の日時及び場所

- (1) 場 所 山形県酒田市あきほ町30番地 山形県立日本海病院講堂
- (2) 日 時 平成17年11月28日(月) 午後2時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 山形県立日本海病院新総合医療情報システム開発業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成19年6月30日まで
- (4) 履行場所 山形県立日本海病院内
- (5) 入札方法 総額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、落札者の決定は、入札価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式をもって行うため、総合評価のための提案書を入札書とともに提出すること。

### 3 入札参加者資格

次の5号に掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(6)の要件を満たす者であること。

- (1) 平成17年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成17年1月18日付け山形県公報第1611号）により公示された資格を有すること。
- (2) 過去3年以内に病床数300床以上の病院（公立・民間を問わない）において、本業務と同種同規模のシステム開発業務を受託した複数の実績を有すること。
- (3) 公告の日から入札の日までの間に山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 情報処理技術者試験の区分等を定める省令（平成9年通商産業省令第47号）の表の上欄に掲げる試験のうち、次の各号に掲げる試験に合格している者又は当該試験と同等と認められる資格を有する者を雇用し、かつ、本業務に従事させることができること。
  - ア プロジェクトマネージャ試験
  - イ アプリケーションエンジニア試験
  - ウ テクニカルエンジニア（ネットワーク）試験
  - エ テクニカルエンジニア（データベース）試験
  - オ 情報セキュリティアドミニストレータ試験
- (5) 2(1)の役務に関し、遂行可能な十分な体制が整備されており、当該役務を確実に提供できることを説明できること。
- (6) 共同企業体にあつては、次に掲げる要件を満たしていること。
  - ア 共同企業体の全ての構成員が(1)及び(3)の要件を満たしていること。
  - イ 共同企業体のいずれかの構成員が(2)及び(4)の要件を満たしていること。

- ウ 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
- エ 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
郵便番号998-8501 山形県酒田市あきほ町30番地  
山形県立日本海病院医事経営課情報企画係  
電話番号0234(26)2001（内線2610）
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札、入札に関する条件に違反した入札、その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定方法
  - (1) 予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行い、落札者決定基準により算出された評価点の合計点が最も高い者を落札者とする。
  - (2) 落札者決定基準については別に定める。
- 8 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- 9 その他
  - (1) この公告による入札に参加を希望するものは、競争入札参加資格確認申請書、山形県財務規則第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては、同条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書、並びに3の(2)から(5)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては3の(6)に係る事項を証明する書類を含む。以下「証明書等」という。）を平成17年11月1日（火）までに提出すること。この場合において、証明書等を提出した者は、入札日の前日までに証明書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
  - (2) この契約においては契約書の作成を要する。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
  - (3) 入札に必要な費用については、すべて入札参加者負担とする。
  - (4) この入札及び契約については、山形県立日本海病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
  - (5) 詳細については、入札説明書による。
- 10 Summary
  - (1) Nature and quantity of the service to be required : Total Medical Information System for Nihonkai Prefectural Hospital : 1 set
  - (2) Time-limit for tender : 2:00 P.M. November 28, 2005
  - (3) Contact point for the notice : Management Division, Nihonkai Prefectural Hospital, 30 Akiho-cho, Sakata-shi, Yamagata-ken, 998-8501, Japan, TEL 0234-26-2001

正 誤

| 発行年月日      | 県公報番号       | ページ  | 行  | 誤                                | 正                                              |
|------------|-------------|------|----|----------------------------------|------------------------------------------------|
| 平成17. 9.27 | 第1679号      | 1041 | 1  | 平成17年9月20日                       | 平成17年9月27日                                     |
| 同          | 9.30 第1680号 | 1070 | 13 | 鶴岡市の設置に伴う関係規程の整理に関する規程を次のように定める。 | 山形県企業管理規程第20号 鶴岡市の設置に伴う関係規程の整理に関する規程を次のように定める。 |

平成17年10月18日印刷  
平成17年10月18日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056